

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG (第1回)

日時：2023（令和5）年6月23日（金）

10:00～12:00

場所：WEB 会議形式

議事次第

1. 開会
2. 挨拶 国土交通省
3. 委員紹介
4. 座長挨拶
5. 議事
 - (1) バリアフリー基準の見直しに関する検討WGの設置について
 - (2) 実態調査結果
 - (3) 基準見直しの方向性（案）
 - (4) 意見交換
6. その他
7. 閉会

【配布資料】

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 資料1 | 建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG設置要綱・委員名簿 |
| 資料2 | 検討WGの設置について |
| 資料3 | 実態調査結果 |
| 資料4 | 建築物のバリアフリー基準の見直しの方向性（案） |
| 参考資料 | 現行制度概要 |

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG 設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、建築物のバリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められているため、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」（令和3年10月1日設置。以下、「フォローアップ会議」という。）設置要綱第1条に基づき、フォローアップ会議に「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG」（以下、「検討WG」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討WGは、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準のうち、「便所」、「駐車場」及び「劇場等の客席」に係る基準の見直しについて検討する。

(組織)

第3条 検討WGは、別紙に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から、令和6年3月31日までとする。

(座長)

第4条 検討WGに座長を1名置く。座長は会務を総理し、検討WGを代表する。

(検討WG)

第5条 検討WGの会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 座長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第6条 検討WGは非公開とし、その議事要旨は公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、特定の事業者に関連したものの他座長が公開することが適当でないものと認めたものは公開しないものとする。

(フォローアップ会議への報告)

第7条 検討WGの内容は、必要に応じてフォローアップ会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 検討WGの庶務は、国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付担当官及び補助事業者が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討WGの運営に関し必要な事項は、座長が検討WGに諮って定める。

附則 この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG
委員名簿

【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学	名誉教授【座長】
佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科	教授
菅原 麻衣子	東洋大学ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科	教授
松田 雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻	准教授
布田 健	国立研究開発法人 建築研究所	研究専門役

【障害者・高齢者団体】50音順

浅香 博文	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	理事
岩崎 満男	一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会	理事
大濱 眞	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	代表理事
佐藤 聡	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	事務局長

【事業者団体】50音順

中原 修	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	政策委員
森島 大登	一般社団法人 不動産協会 代理出席 出口様	
村上 哲也	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	参与
調整中	日本チェーンストア協会 代理出席 田中様	
善本 信之	一般社団法人 全日本駐車協会 代理出席 中村様	専務理事

【劇場等関係団体】50音順

野口 彰	全国興行生活衛生同業組合連合会	事務局長
間瀬 勝一	公益社団法人 全国公立文化施設協会	名誉アドバイザー

【建築関係団体】50音順

磯永 聖次	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	
海野 裕彦	一般社団法人 日本建設業連合会 建築本部 建築設計委員会 設計企画部会副部長 兼 建築本部 建築設計委員会 設計企画部会 制度・資格・教育専門部会 主査	
木野内 剛	公益社団法人 日本建築家協会	
本多 健	公益社団法人 日本建築士会連合会	

【地方公共団体】

江藤 元治	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理
亀元 靖彦	大阪府都市整備部住宅建築局建築環境課 住環境推進グループ	課長補佐
中村 奈美	横浜市 建築局 建築企画課	担当係長
木原 佑希子	日本建築行政会議 (JCBA) 防災部会バリアフリー分科会主査 (神奈川県県土整備局)	

検討WGの設置について

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WGの設置について

趣旨

- バリアフリー基準のうち、**建築物内に設ける「車椅子利用者用便房・駐車施設の設置数」「車椅子利用者用客席」**については、建築設計標準の普及等を通じて規模に応じた複数整備が進展しているものの、高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められているところ。
- このため、「建築設計標準フォローアップ会議」に、当事者団体、施設管理者関係団体等を交えた「**建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG**」を設置し、「車椅子利用者用便房・駐車施設」や「車椅子利用者用客席」といった**設置数に関する基準**について、**整備状況等の現状分析を実施**するとともに、**基準見直しの方向性について検討**する。

検討WGメンバー

学識経験者、当事者団体(車椅子関係)、施設管理者関係団体、設計者団体、審査者団体、関係省庁(オブザーバー)

検討スケジュール(案)

時期	実施計画	
2022(令和4)年 8月～	トイレ・駐車場・客席の実態把握のための調査	・調査期間内に確認済証が交付された建築物の実態調査 ・近年に竣工したスポーツ施設の実態調査
2023(令和5)年6月	第1回検討WG	・実態調査結果、課題の共有
2023(令和5)年 夏～秋	第2回検討WG	・関係団体の意見の取りまとめ ・バリアフリー基準の素案の提示
2023(令和5)年秋	第5回建築設計標準フォローアップ会議で報告	
2023(令和5)年 秋～冬	第3回検討WG	・バリアフリー基準の見直し方向のとりまとめ
2024(令和6)年年始～初春	第6回建築設計標準フォローアップ会議で報告	

実態調査結果

トイレ・駐車場の実態調査概要

【調査目的】

○バリアフリー基準への適合義務の対象となる建築物を対象として、実態調査を実施したもの

項目	概要
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー基準への適合義務の対象となる建築物について、トイレ・駐車場の現状を調査
調査対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 調査期間中に確認済証（新築）を交付した2,000㎡以上の特別特定建築物※ <ul style="list-style-type: none"> ※トイレ：病院・診療所（患者の収容施設のあるもの）・老人ホーム等・児童養護施設等（寝室のあるもの）、条例で付加したものを除く ※駐車場：条例で付加したものを除く
調査期間	<ul style="list-style-type: none"> 2022年（令和4）8月29日～11月28日（3ヶ月間）
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省住宅局から、全国の所管行政庁及び指定確認検査機関に回答を依頼 Eメールにより配布・回収
回答数	<ul style="list-style-type: none"> トイレ 有効回答：146 駐車場 有効回答：203

車椅子使用者用便房の整備実態

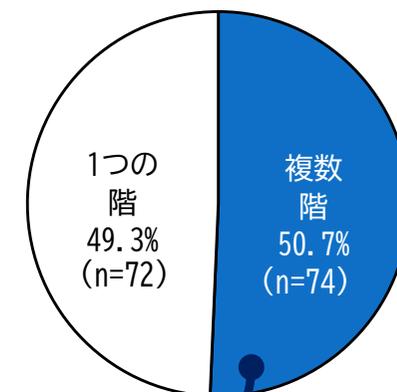
- 便所のある階が「1つの階」「複数階」の建築物の割合は、それぞれ約5割。

複数階に便所のある建築物では

- 車椅子使用者用便房が全ての階※にある建築物の割合は54%。
- 各階平均床面積：2,000㎡以上に限定すると、車椅子使用者用便房が全ての階にある建築物の割合は83%。

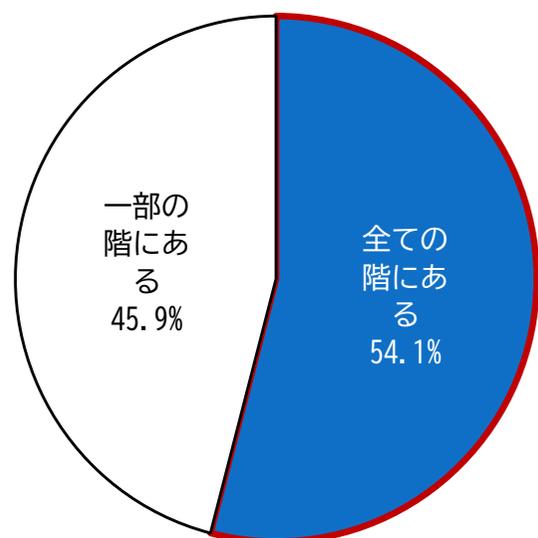
※便所のある全ての階を指す。

■便所のある階 (n=146)

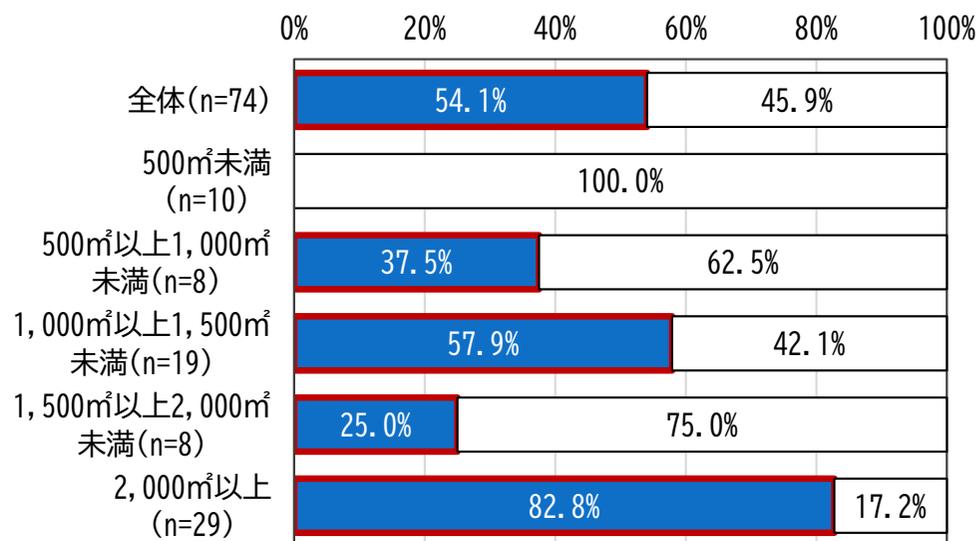


複数階に便所のある建築物 (n=74)

■車椅子使用者用便房の位置

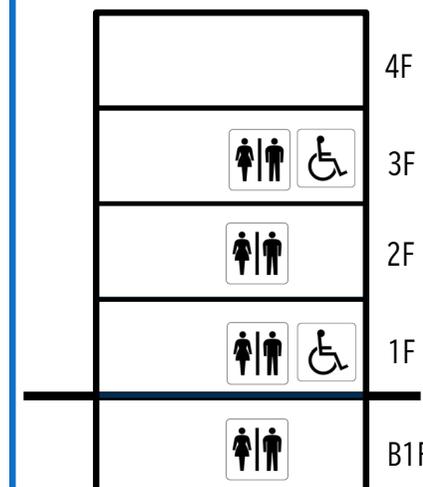


■車椅子使用者用便房の位置 (平均各階床面積別)



■ 全ての階にある □ 一部の階にある

■複数階に便所のある建築物のイメージ例

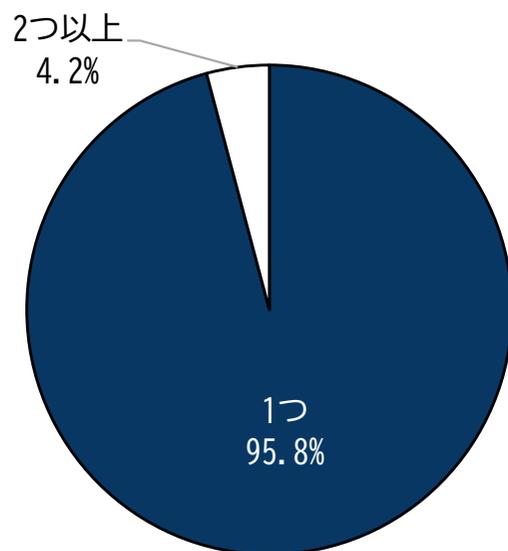


- 便所のある階：4、
- 車椅子使用者用便房の位置：一部の階 (2)

車椅子使用者用便房の整備実態

- 1つの階のみに便所のある建築物では、車椅子使用者用便房の数：1つの割合は、96%。
- 複数階に便所のある建築物では、車椅子使用者用便房の数：1つ～6つ以上まで、さまざまである。

■車椅子使用者用便房の数
(1つの階のみに便所のある建築物、n=72)

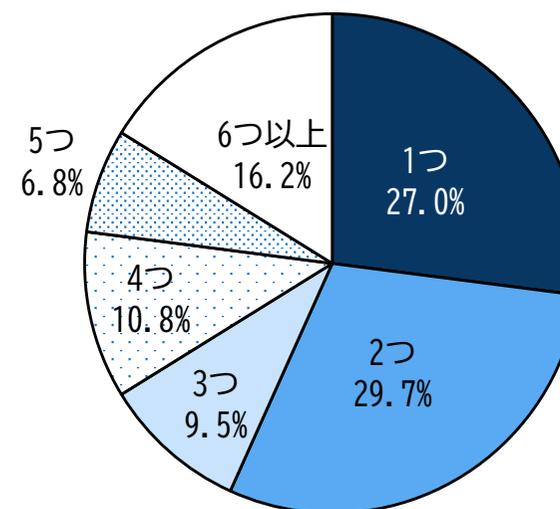


■1つの階のみに便所のある建築物のイメージ例

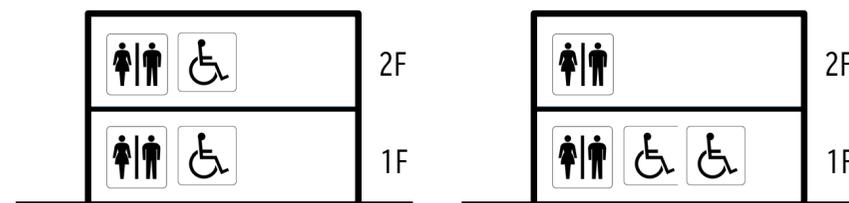


- ・便所のある階：1
- ・車椅子使用者用便房の数：1

■車椅子使用者用便房の数
(複数階に便所のある建築物、n=74)



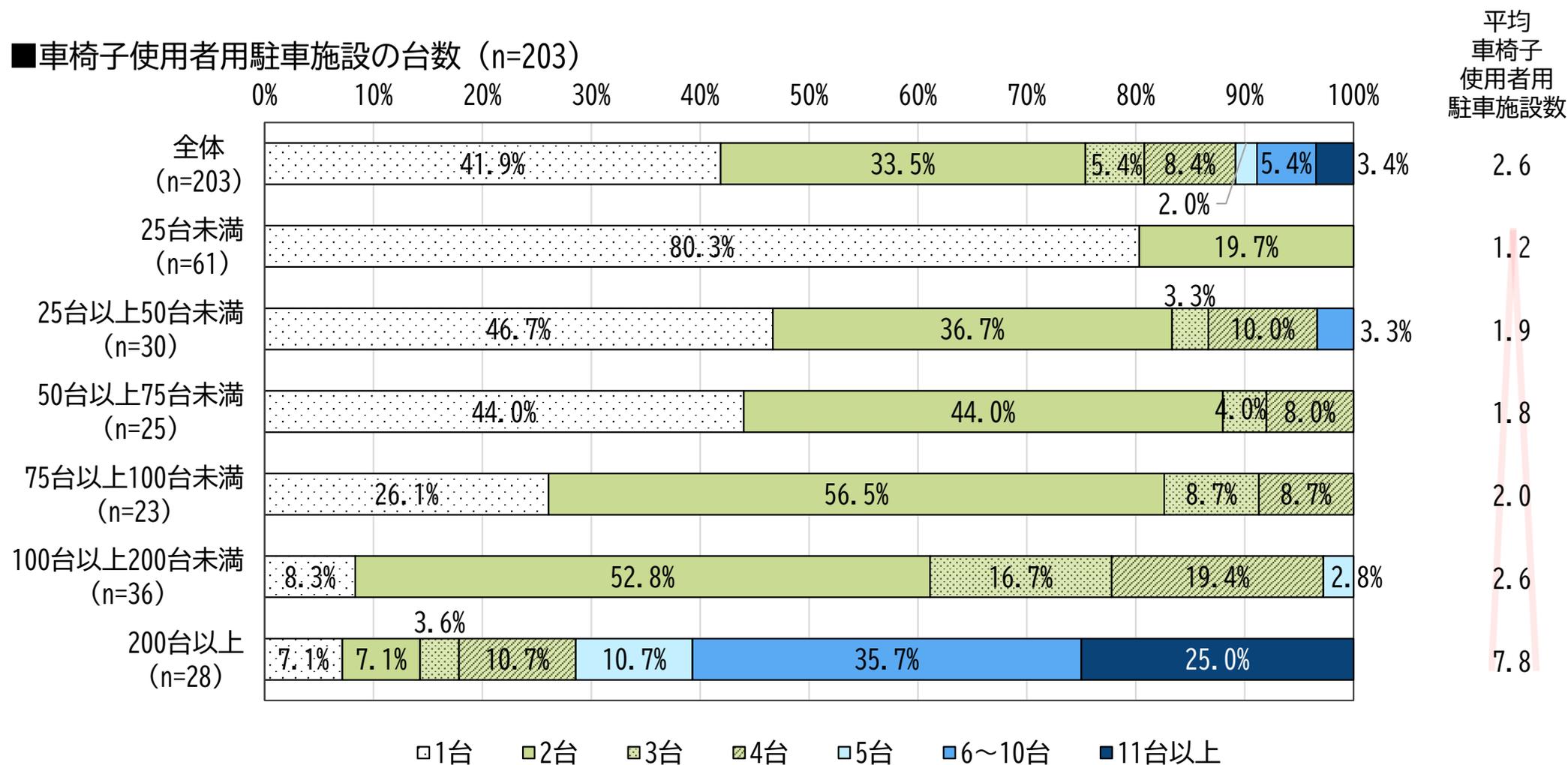
■複数階に便所のある建築物のイメージ例



- ・便所のある階：2
- ・車椅子使用者用便房の数：2
- ・便所のある階：2
- ・車椅子使用者用便房の数：2

車椅子使用者用駐車施設の整備実態

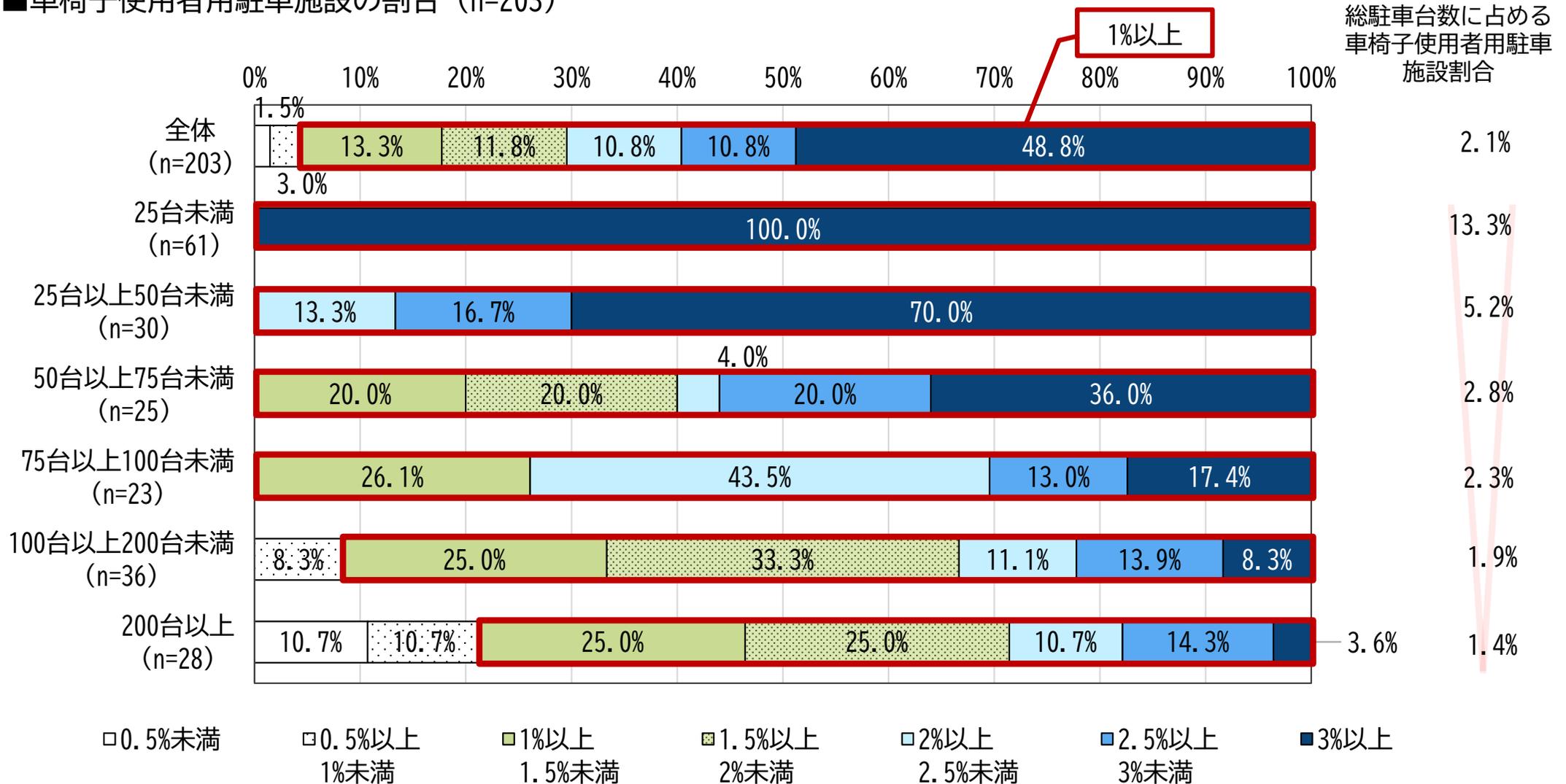
- 車椅子使用者用駐車施設：2台以上の施設の割合は58%。
- 平均車椅子使用者用駐車施設数は2.6台。



車椅子使用者用駐車施設の整備実態

- 総駐車台数の1%以上の車椅子使用者用駐車施設を設置している施設の割合は98%。
- 総駐車台数に占める車椅子使用者用駐車施設数の割合は2.1%、総駐車台数が増えると割合は減る。

■車椅子使用者用駐車施設の割合 (n=203)



スポーツ施設調査の概要

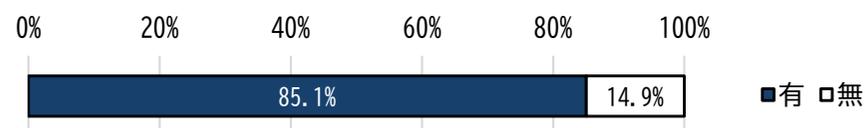
【調査目的】

○2015（平成27）年に策定した『建築設計標準（劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版）』で示している基準等への整備状況を確認するため、スポーツ施設を対象に実態調査を実施したもの

項目	概要
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 新築のスポーツ施設について、バリアフリー化の現状を調査
調査対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 客席（200席以上）を有するスポーツ施設（社会体育施設、民間体育施設）で、2012（平成24）年以降に供用を開始した施設（これから供用開始予定の施設を含む） 総合運動場のように複数の施設がある場合には、それぞれの施設が対象
調査期間	<ul style="list-style-type: none"> 2022（令和4）年8月23日から9月26日
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ庁と国土交通省住宅局の連名で、地方公共団体に回答を依頼 Eメールにより配布、WEBフォームまたはEメールにより回収
回答数	<ul style="list-style-type: none"> 有効回答：174

車椅子利用者用客席のある施設の割合は全体の85%。

■車椅子利用者用客席の有無（n=174）

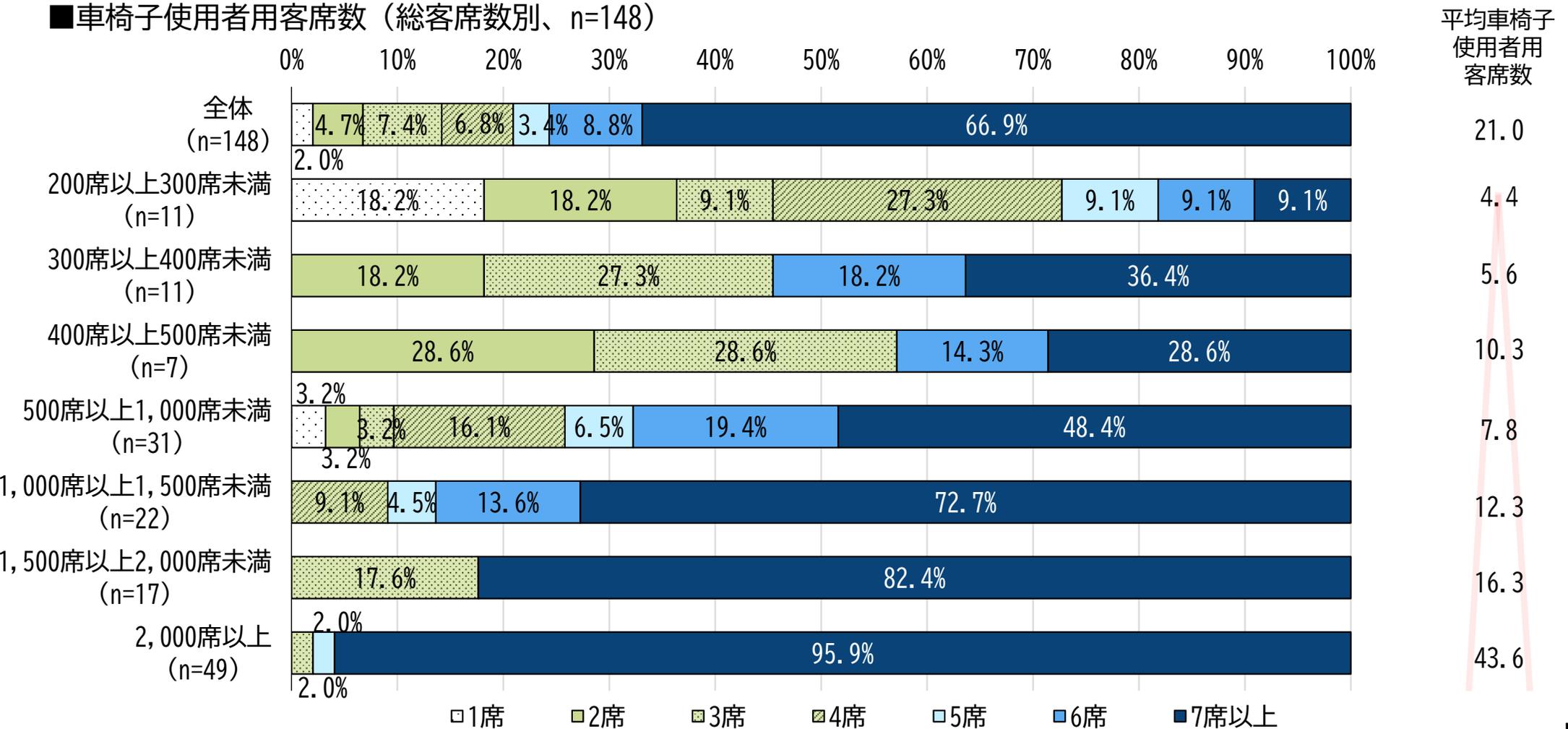


スポーツ施設の車椅子使用者用客席の整備実態

車椅子使用者用客席のある施設では

- 車椅子使用者用客席：2席以上の施設の割合は98%。
- 平均車椅子使用者用客席数は21.0席、総客席数が増えると平均車椅子使用者用客席数も増える。

■車椅子使用者用客席数（総客席数別、n=148）

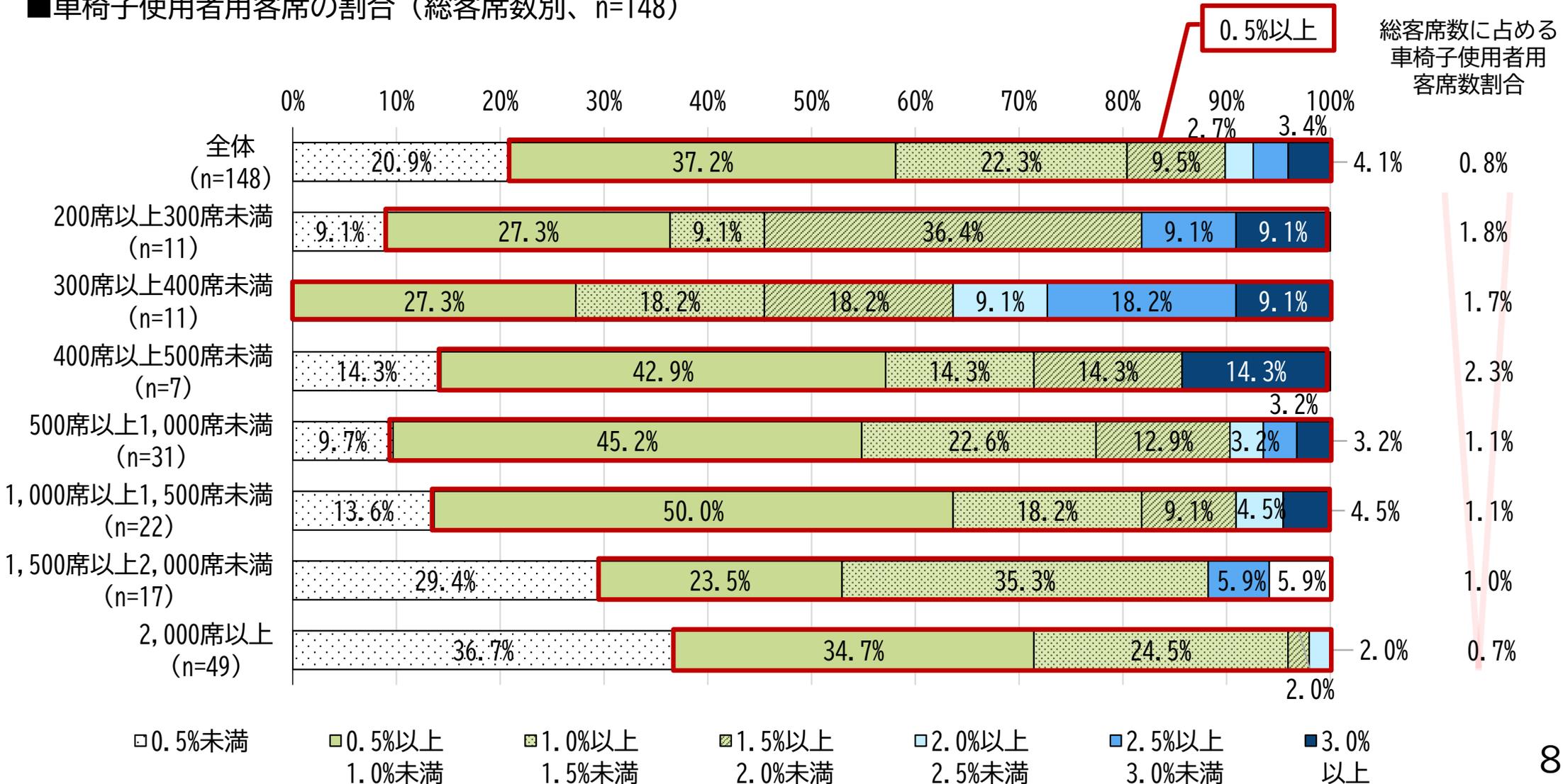


スポーツ施設の車椅子使用者用客席の整備実態

車椅子使用者用客席のある施設では

- 客席総数の0.5%以上の車椅子使用者用客席を設置している施設の割合は79%。
- 総客席数に占める車椅子使用者用客席数の割合は0.8%、総客席数が増えると割合は減る。

■車椅子使用者用客席の割合（総客席数別、n=148）



映画館調査の概要

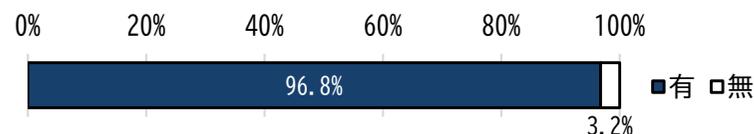
【調査目的】

○2015（平成27）年に策定した『建築設計標準（劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版）』で示している基準等への整備状況を確認するため、主要な会社の映画館を対象に実態調査を実施したもの

項目	概要
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 主要な会社の映画館について、車椅子利用者用客席の数・割合を調査
調査対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 2012（平成24）年以降に開業（またはリニューアルオープン）したシネマコンプレックス（通称：シネコン）8社※の各スクリーン <p>※イオンシネマ、TOHOシネマズ、ユナイテッド・シネマ、MOVIX、109シネマズ、T・ジョイ、コロナシネマワールド、シネマサンシャイン</p>
調査期間	<ul style="list-style-type: none"> 2023（令和5）年5月
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 各社のHPから、施設の開業年（リニューアルオープン年を含む。）、各スクリーンの総客席数・車椅子利用者用客席数を収集・整理
スクリーン数	<ul style="list-style-type: none"> 773

車椅子利用者用客席のある施設の割合は全体の97%。

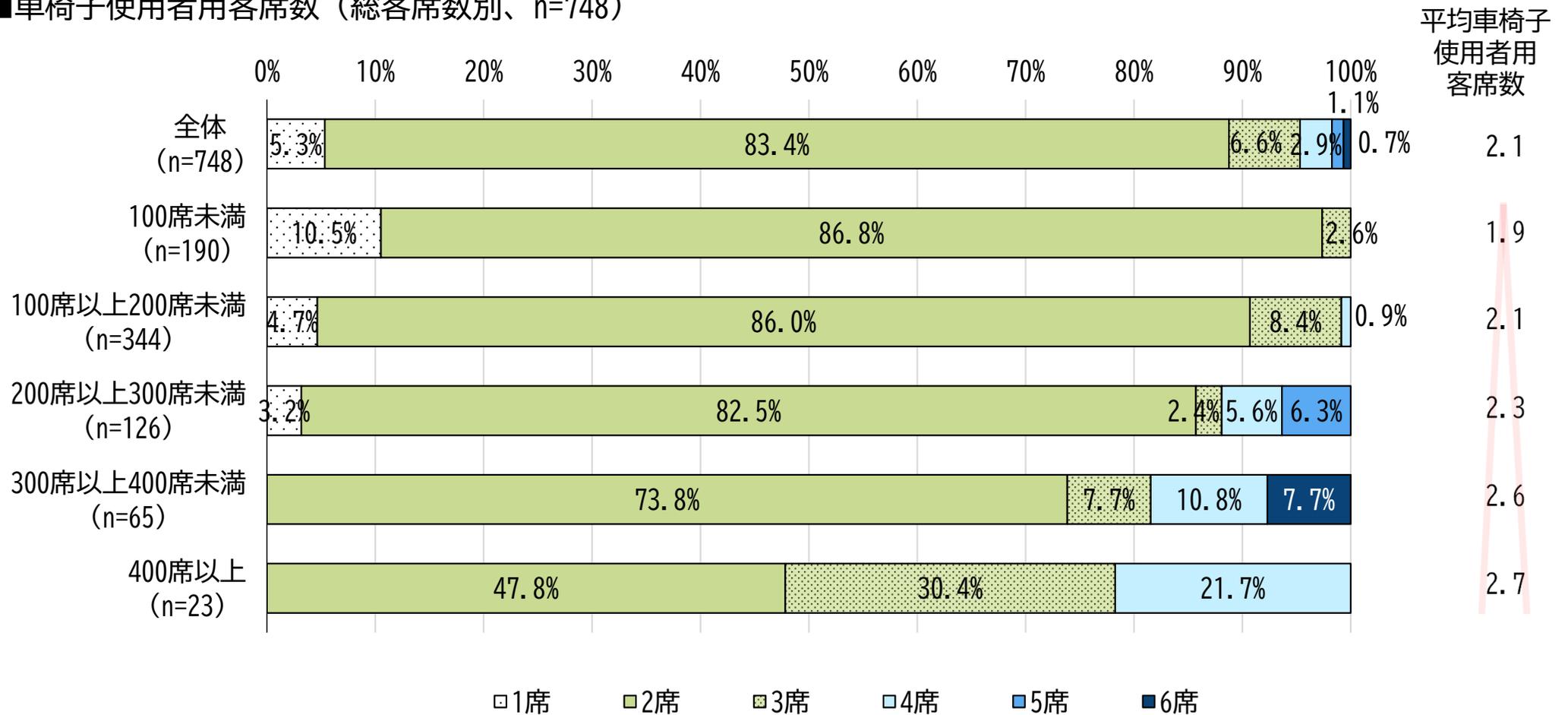
■車椅子利用者用客席の割合（n=773）



車椅子使用者用客席のある施設では

- 車椅子使用者用客席：2席以上の施設の割合は95%。
- 平均車椅子使用者用客席数は2.1席、総客席数が増えると平均車椅子使用者用客席数も増える。

■車椅子使用者用客席数（総客席数別、n=748）

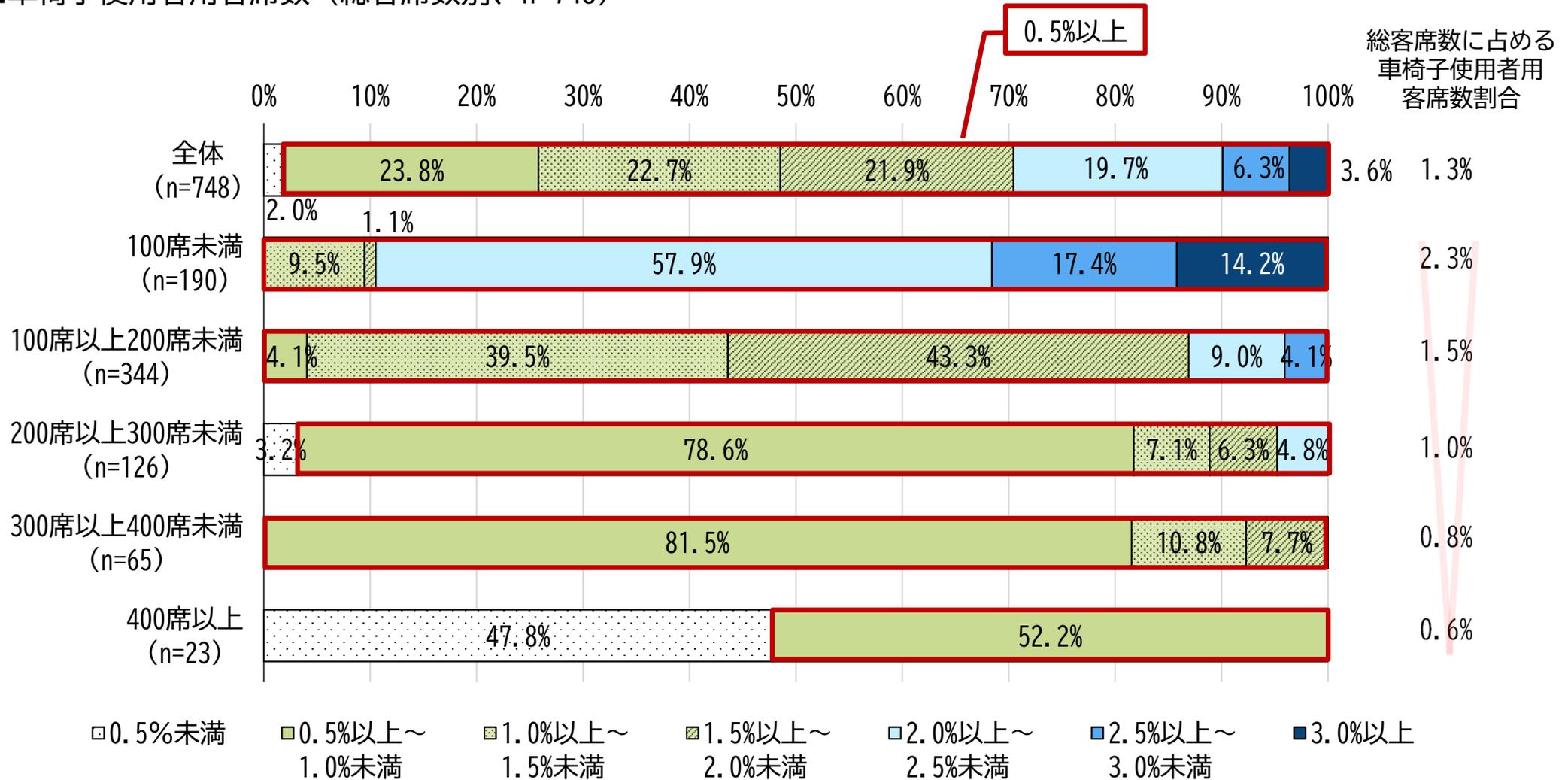


映画館調査の概要

車椅子使用者用客席のある施設では

- 客席総数の0.5%以上の車椅子使用者用客席を設置している施設の割合は98%。
- 総客席数に占める車椅子使用者用客席数の割合は1.3%、総客席数が増えると割合は減る。

■車椅子使用者用客席数（総客席数別、n=748）



地方公共団体が設置する劇場・音楽堂等調査の概要

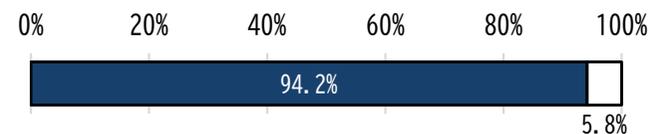
【調査目的】

○2015（平成27）年に策定した『建築設計標準（劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版）』で示している基準等への整備状況を確認するため、地方公共団体が設置する劇場・音楽堂等を対象に実態調査を実施したもの

項目	概要
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が設置する劇場・音楽堂等について、車椅子利用者用客席の数・割合を調査
調査対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 2012(平成24)年以降に開業し、地方公共団体が設置する劇場・音楽堂等
調査期間	<ul style="list-style-type: none"> 2023(令和5)年5月
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> (公社)全国公立文化施設協会ご提供資料(2022(令和4)年度調査)から、施設の開業年、各ホールの総客席数・車椅子利用者用客席数を収集・整理 上記資料において、不整合・不明点のある施設については、事務局が可能な範囲で各施設のHPから情報を収集して補完(一部・全部に椅子を置くもの(85ホール)と、車椅子利用者用客席の有無等が不明のもの(9ホール)は、集計対象外とした。)
ホール等の数	<ul style="list-style-type: none"> 120ホール

車椅子利用者用客席のある施設の割合は全体の94%。

■車椅子利用者用客席の有無 (n=120)

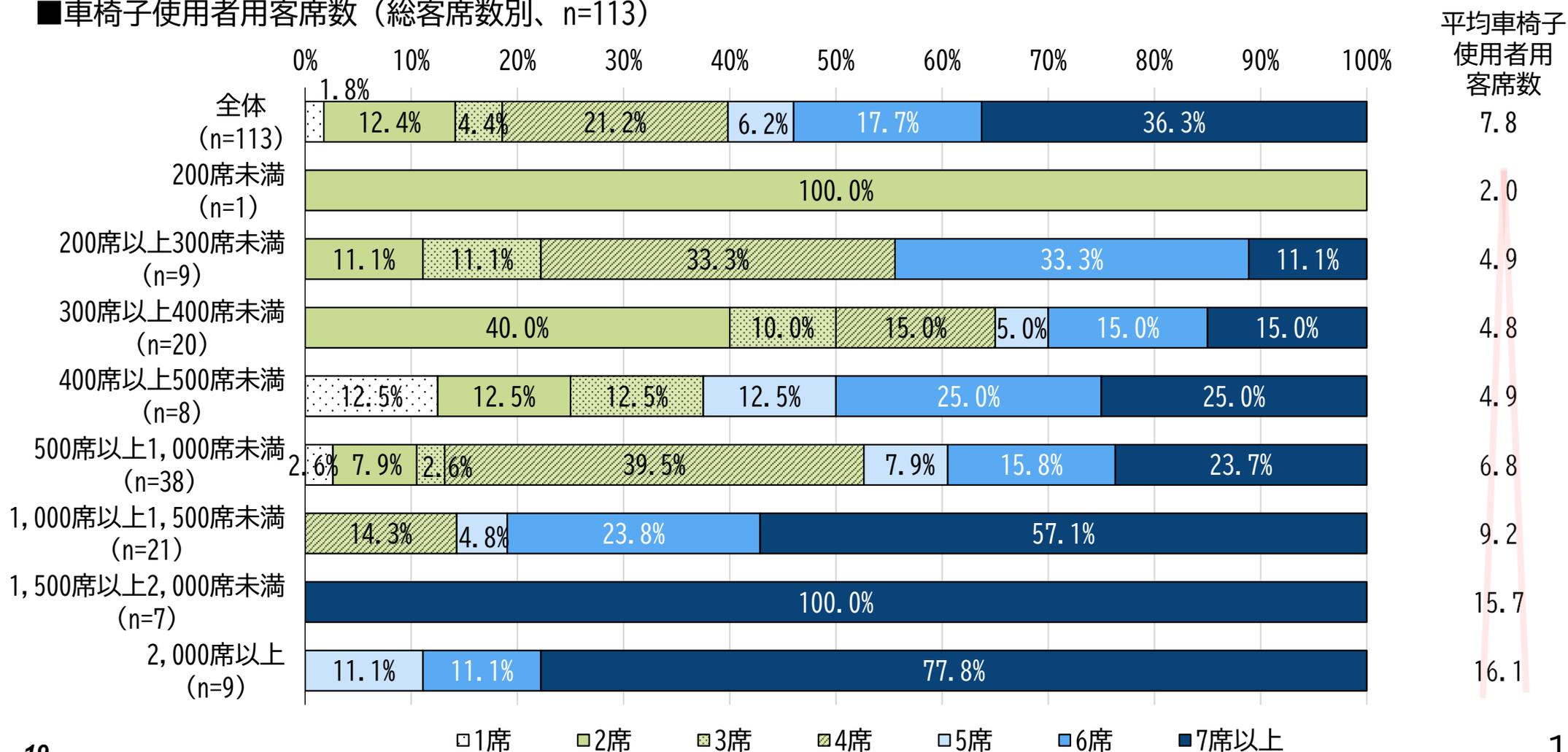


地方公共団体が設置する劇場・音楽堂等調査の概要

車椅子使用者用客席のある劇場・音楽堂等では

- 車椅子使用者用客席：2席以上の施設の割合は98%。
- 平均車椅子使用者用客席数は7.8席、総客席数が増えると平均車椅子使用者用客席数も増える。

■車椅子使用者用客席数（総客席数別、n=113）

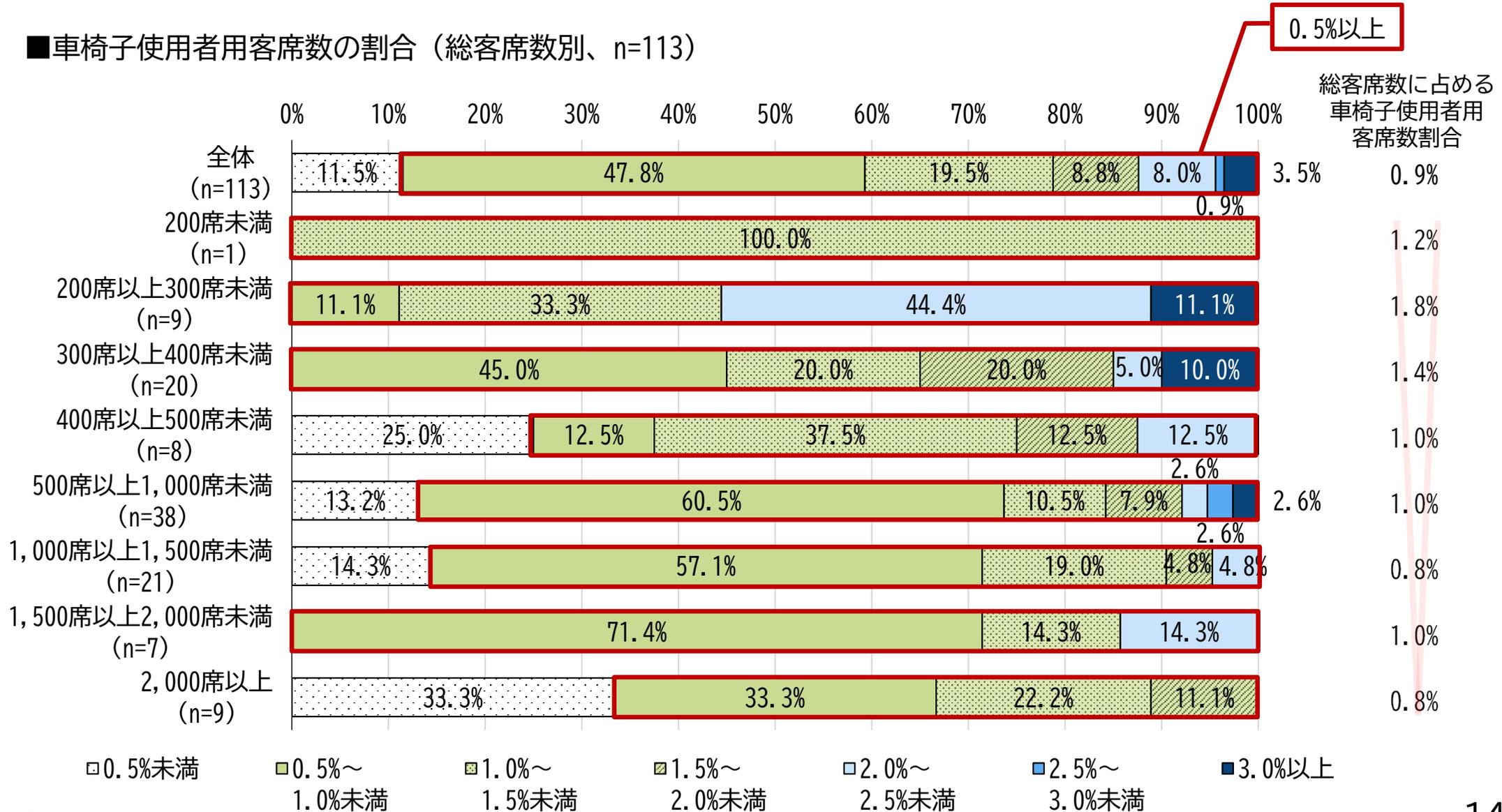


地方公共団体が設置する劇場・音楽堂等調査の概要

車椅子使用者用客席のある劇場・音楽堂等では

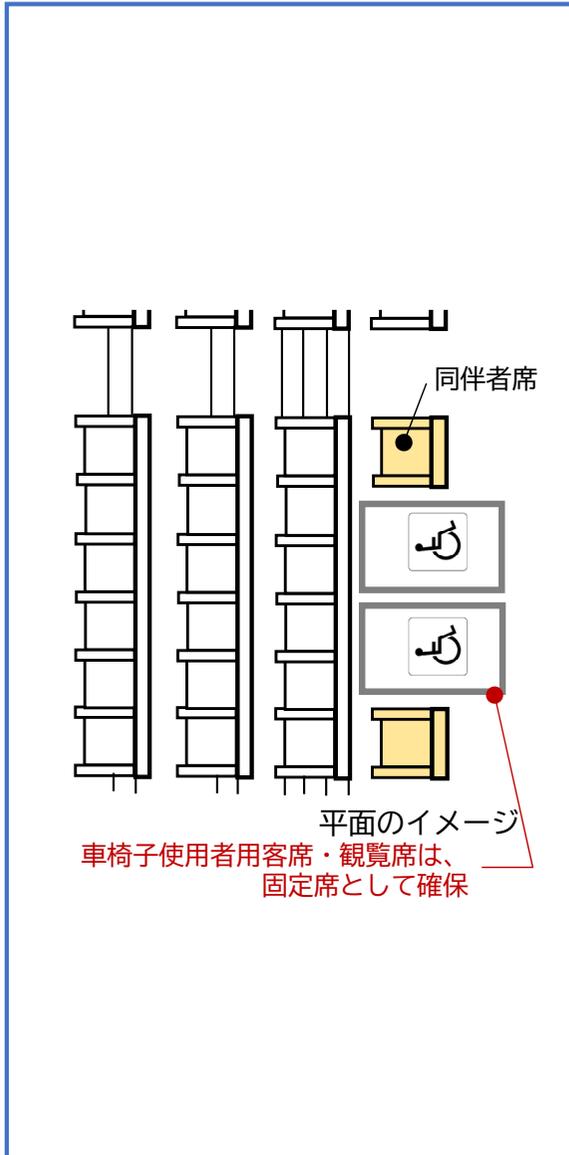
- 客席総数の0.5%以上の車椅子使用者用客席を設置している施設の割合は89%。
- 総客席数に占める車椅子使用者用客席数の割合は0.9%、総客席数が増えると割合は減る。

■車椅子使用者用客席数の割合（総客席数別、n=113）

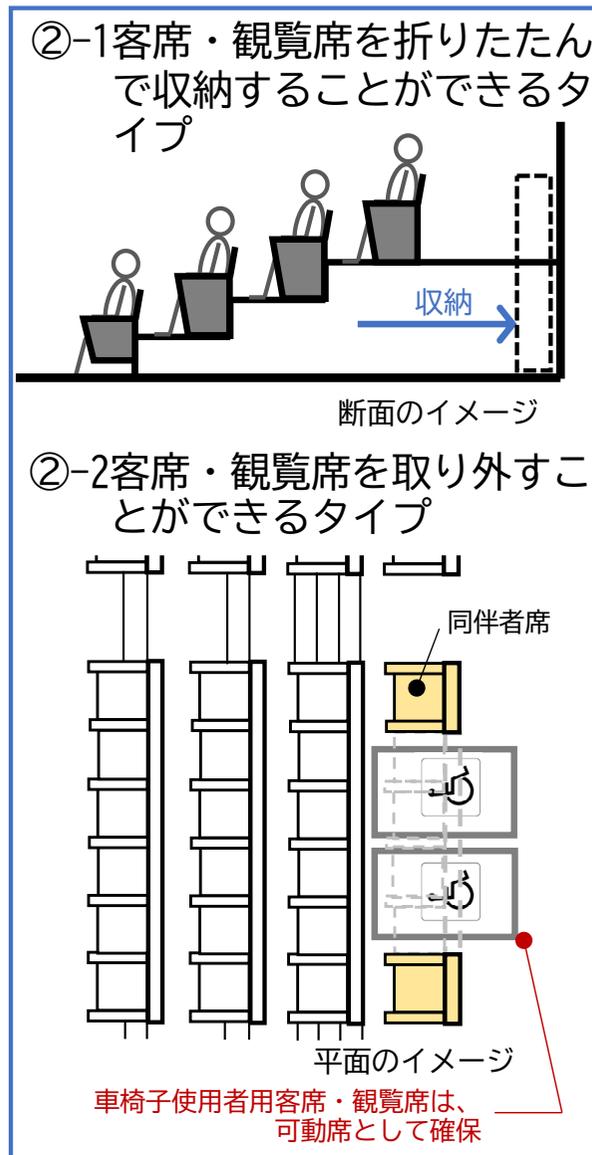


参考：客席・観覧席のイメージ例（劇場等の事例を参考に事務局作成）

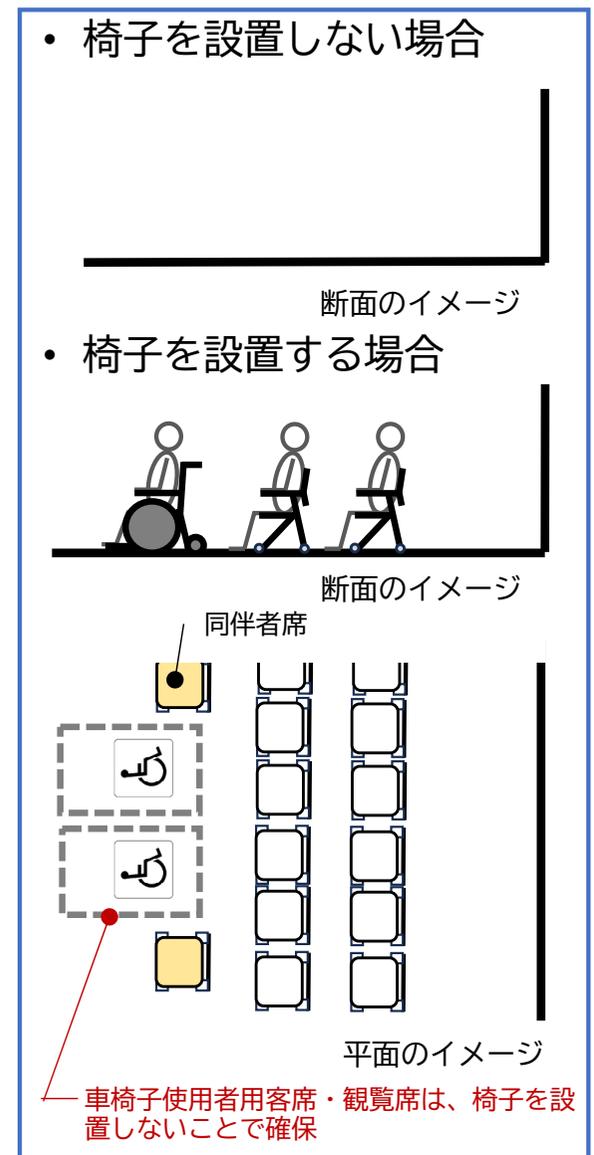
①固定式の客席・観覧席



②可動式の客席・観覧席



③椅子



- 客席・観覧席の総数および車椅子使用者用客席・観覧席数は、①～③の組み合わせにより変わる場合がある。
- 区画された客席・観覧室を設けている施設もある。

建築物のバリアフリー基準の 見直しの方向性（案）

建築物のバリアフリー基準の見直しの方向性(案)

車椅子利用者用便所・駐車施設・客席の義務基準について、整備実態を踏まえつつ、規模等に応じた設置数に見直す。

	現状		義務基準の見直しの方向性(案)
便所	義務基準	車椅子利用者用便所の数： 建築物に1以上	車椅子利用者用便所の設置数(現行:1以上)については、 「便所を設ける階の数」又は「面積に応じて定める数」 に見直す。
	整備実態	平均の各階床面積が大きくなるほど、車椅子利用者便所が各階設置されている。	
駐車場	義務基準	車椅子利用者用駐車施設の数： 建築物に1以上	車椅子利用者用駐車施設の設置数(現行:1以上)については、 総駐車台数に応じた割合(1%超を想定)の基準 に見直す。
	条例	一部の地方公共団体では、車椅子利用者用駐車施設の設置数を引き上げている。	
	整備実態	車椅子利用者用駐車施設については、約8割の施設で1%以上の割合で設置	
劇場・観覧場等の客席	義務基準	なし	車椅子利用者用客席の設置数(現行:義務基準なし)については、 客席の総数に応じた割合(0.5%超を想定)の基準 とする。
	条例	多くの地方公共団体では、自主条例で車椅子利用者用客席の設置を促進。「0.5%以上」が多数)	
	整備実態	車椅子利用者用客席については、8~9割の施設で0.5%以上の割合で設置	

現行制度の概要

バリアフリー法(建築物分野)の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替について、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】 【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設※2の構造及び配置に関する基準
(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など

※2:出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場等を指す。

※条例により、必要な事項の付加可。また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】 【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設※3の構造及び配置に関する基準。

(※3:義務づけの対象ではない)

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

バリアフリー法の対象となる建築物

特定建築物 (新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替について、建築物移動等円滑化基準への 適合努力義務)	特別特定建築物 (2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への 適合義務)
1.学校	1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂	4.集会場又は公会堂
5.展示場	5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館	7.ホテル又は旅館
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舎又は下宿	
10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11.体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。) 若しくはボーリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館	12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場	13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14.飲食店
16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18.工場	
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
21.公衆便所	18.公衆便所
22.公共用歩廊	19.公共用歩廊

車椅子使用者用便房・駐車施設・客席に係る現行基準の概要

設置数に係る基準

	建築物移動等円滑化基準	建築物移動等円滑化誘導基準
車椅子使用者用便房	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に1以上 	便所が設けられる階ごとに、 <ul style="list-style-type: none"> 当該階の便房総数200以下:2%以上 当該階の便房総数200超 :1%+2以上
車椅子使用者用駐車施設	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に1以上 	<ul style="list-style-type: none"> 全駐車台数200以下:2%以上 全駐車台数200超 :1%+2以上
劇場・観覧場等の車椅子使用者用客席	(基準なし)	<ul style="list-style-type: none"> 客席総数200以下:2%以上 客席総数200超2,000以下:1%+2以上 客席総数2,000以上:0.75%+7以上

構造に係る基準

	建築物移動等円滑化基準	建築物移動等円滑化誘導基準
車椅子使用者用便房	<ul style="list-style-type: none"> 幅80cm以上の出入口(車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造) 腰掛便座、手すり等が適切に設置されていること。 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 	
車椅子使用者用駐車施設	<ul style="list-style-type: none"> 幅350cm以上 建築物の出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける 	
劇場・観覧場等の車椅子使用者用客席	(基準なし)	<ul style="list-style-type: none"> 幅90cm × 奥行120cm以上で区画された、平らな床 同伴者用の客席又はスペースを隣接して設置 客席総数200超の場合には、2か所以上に分散して配置 舞台等を容易に視認できる構造(サイトラインの確保)

条例の基準の状況

バリアフリー法第14条第3項に基づく条例(委任条例)又は地方公共団体独自の自主条例(いわゆる「福祉のまちづくり条例」等)において、駐車場・劇場等の客席のバリアフリー化の取組が行われている。

条例における駐車場の基準

○委任条例により義務基準の車椅子使用者用駐車施設の設置数を引き上げている事例

横浜市	全駐車台数の1%以上
京都府・京都市	<ul style="list-style-type: none"> 全駐車台数200以下:全駐車台数の2%以上 全駐車台数200超 :全駐車台数の1%+2以上

条例における劇場等の客席の基準

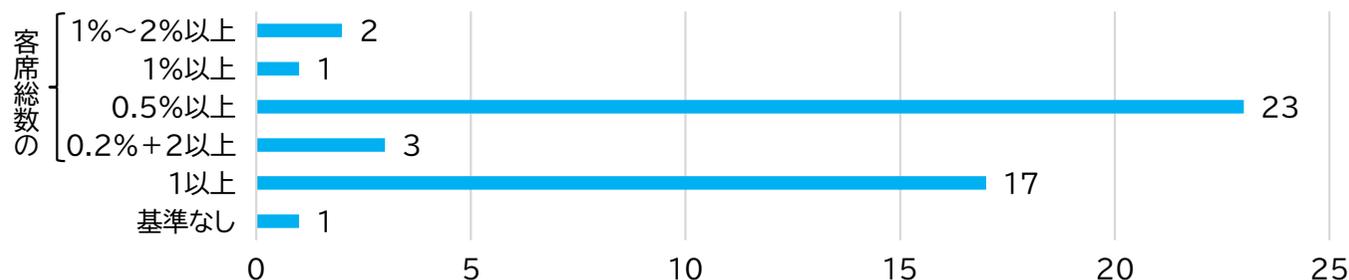
○委任条例により義務基準に車椅子使用者用客席の基準を付加した事例

京都府	<ul style="list-style-type: none"> 客席総数100以下:2席以上 客席総数100超2,000以下:客席総数の0.5%以上 客席総数2,000超:10席以上
-----	---

※車椅子使用者用客席の基準の付加は、令和4年3月の省令改正で可能となった。

○自主条例による車椅子使用者用客席の設置の促進

都道府県(n=47)の自主条例等における車椅子使用者用客席の設置数の基準



多くの都道府県では、自主条例に基づく事前協議等を通じて劇場等の客席のバリアフリー化を促進している。